

茨城県立日立北高等学校 生徒心得

私達は、日立北高等学校の生徒としての誇りと自覚とをもって日常の学校生活の言行に留意し、知、徳、体の向上に専念し、品位ある校風を樹立するため、お互いに一致協力しよう。

1 礼儀

礼は敬愛の念と親和の情を表現するものであるから、常に礼儀を重んずるよう心がけよう。

- (1) 教職員や来訪者に対しては、軽く会釈し、礼を失することのないよう心がける。
- (2) 生徒間においては、理解と親しみをもってお互いにあいさつをしよう。
- (3) 学校生活では相互に人格を尊重し、他人の立場を認識し、謙虚な姿勢で接しよう。

2 学習

- (1) 生徒の責務は学習であることを自覚し、予習、復習に専念しなければならない。
- (2) 教科書等学習に必要なものは毎日持ち帰る。
- (3) 授業中は定められた座席につき、許可なく移動をしない。
- (4) 授業時間開始後 10 分以内に教科担当の先生が来られない場合は、その教科の先生に連絡し指示を受ける。
- (5) 考査は監督者の指示により、公明正大に受け、自分の力を十分発揮できるようにする。不正行為は絶対にしない。

3 登校、下校

- (1) 通学の途中では、公衆・交通道德を守り高校生としての節度のある態度を失わない。
- (2) 始業時刻 20 分前(8 : 10)までに登校して 授業を受けられるように準備しておく。
- (3) 生徒手帳を携帯する。
- (4) 下校時刻は原則として 16 時 55 分である。

4 校内生活

- (1) 校舎内外では所定の靴を使用する。また校舎内では土足を厳禁する。
- (2) 履物、雨具等は所定の場所に保管する。
- (3) 所持品については必ず記名し、紛失しないよう注意する。
- (4) 金銭、物品の貸借はしない。
- (5) 集会、旅行、掲示、印刷物の配布または貼付等はすべて事前に学校に届け校長の許可を受ける。
- (6) 各種の提出物、納入金等は指定の期日までに必ず納める。
- (7) 学校生活に不必要な物は携行しない。
- (8) 昼食は所定の時刻、所定の場所でとる。
- (9) 各種委員は責任を持って任にあたる。
- (10) 清掃は、全員協力して分担区域を清掃し、校内の美化に努める。また清掃終了後は担当教師に報告する。
- (11) 常に愛校心をもち、公共物を大切に使う。
- (12) 登校後は無断外出をしない。

5 校外生活

- (1) 校外においては、本校生徒としての品位ある行動をとる。
- (2) 夜間外出はできるだけ避ける。
- (3) 外泊は原則禁止とする。止むを得ず外泊する場合は、必ず保護者の許可を得る。
- (4) 常に規則正しい生活をし、夜ふかしをしたり暴飲、暴食をしない。
- (5) 高校生としてふさわしくない場所には絶対に入らない。
- (6) 会合等のため学校の施設設備を使用する場合は、所定の用紙に記入の上校長の許可を得る。
- (7) 交通道德を守り、交通事故に遭わないように注意する。
- (8) オートバイ(50cc以下も含む)の運転免許取得は原則禁止とする。
- (9) 普通免許取得のための自動車学校入校は3学年の2月1日以降(就職内定者については12月1日以降)とし、保護者の承認を得て学校に願い出て校長の許可を得る。(様式第14号)尚、合宿での免許取得は認めない。
- (10) 校外において、万一事故に遭った場合は、直ちに学校に連絡する。

6 交友

- (1) 友人は協力して相互の人格向上を図り、誤った行動のないよう互いに戒めるようにする。
- (2) 交際は保護者の了解のもとに、清く明るく行い、交際を強要したり、不純な交際(高校生としてふさわしくない交際)をしない。

7 保健

- (1) 公衆衛生を重んじ、保健衛生の設備等は積極的に利用する。
- (2) 定期健康診断や身体検査を受けて、疾病のあるときは早期に治療し、常に健康の保持に努める。
- (3) 積極的にスポーツに参加し、精神の充実、体力の向上を図る。
- (4) インフルエンザ等の感染症に罹患した場合は、直ちに学校へ届け出る。(様式第23号)

8 届出等

- (1) 欠席、欠課、遅刻、早退及び忌引をする場合は、所定の届出用紙(様式第22号・第27号)により必ずホームルーム担任に届け出る。

忌引日数	父 母	7日以内
	祖父母・兄弟姉妹	3日以内
	伯叔父母・曾祖父母	1日以内

なお、葬祭のために遠隔地に赴く必要がある場合は、実際に要した往復日数を忌引日数に加算することができる。

- (2) 病気のため、7日以上欠席する場合は、医師の診断書を添付してホームルーム担任に届け出る。
- (3) 休学・退学・転学の場合は、所定の用紙により学校に願い出て校長の許可を得る。
- (4) 戸籍上の異動並びに現住所、保護者及び保証人に変更があった場合は、直ちに学校へ届け出る。(様式第24号・第25号)
- (5) 旅行・登山・キャンプ等を行う場合は、保護者の承認を得て所定の用紙により、学校に届け出ること。
- (6) 学校内外において集会、行事を行おうとする場合は、事前に日時・参加者・責任者等を記入した所定用紙により、学校に願い出て校長の許可を得る。

9 長期休業

休業中は本校生徒としての誇りと品位をもって言動を慎み、生徒の本分を誤らずに有意義な休みを過ごすよう努力する。

- (1) 休業中は生活が乱れがちであるから、計画的な生活をし、自主的な学習をする。
- (2) 外出をするときは、必ず保護者に行先、用件、帰宅時刻等を伝える。
- (3) 無用の夜間外出を慎み、保護者の許可のない外泊は絶対にしない。
- (4) 高校生らしくない派手な服装は避ける。
- (5) 病気、事故などの場合は速やかに学校へ連絡する。
- (6) 金銭の浪費を慎み、華美な生活に流れないようにする。

10 服装規定

- (1) 本校規定の制服を着用し、常に端正清潔を旨とし、高校生に相応しい容儀を保つこと。

	規 定	避けるべきもの
服装	学校指定の制服	制服の改造
髪型	清潔感のあるもの	パーマ、ブロー、染色、脱色、カール等
靴	黒・茶の革の短靴、 または運動靴(スニーカーを含む)	かかとを潰すこと
校内靴	学校指定の上履き	かかとを潰すこと
靴下	白、黒、紺色の無地のもの (ワンポイント可) 薄橙色のストッキング(スカート時のみ) ※10月から3月は黒でも良い	飾り付けのあるもの レッグウォーマー ルーズソックス
鞆	教科書・ノートの入る大きさで、 華美でないもの	紙袋、手提げ袋
コート	派手でないもの	パーカー、ジャンパー類(制服上着の裾が出てしまうもの)、革コート
シャツ	本校指定のシャツ	ワイシャツの裾を外に出すこと
セーター類	本校指定のセーター サマーニットベスト	
その他	ネックレス、ピアス等また華美な髪飾りは身につけないこと。	

- (2) 夏服(更衣)について(6月1日より9月30日までとする)

- ア 上着は着用しなくてよい。
- イ 本校指定のワイシャツまたはブラウスを着用すること。(裾はズボンまたはスカートの中に入れること)
- ウ ネクタイ・リボンはつけなくてもよいが、上着着用の際は着用する。
- エ 気候に応じて、本校指定のセーター・サマーニットベストをそれぞれ着用してもよい。

- (3) 冬服(更衣)について(10月1日より翌年5月31日までとする)

- ア 上着を着用すること。
- イ 本校指定のワイシャツまたはブラウスを着用すること。(裾はズボンまたはスカートの中に入れること)
- ウ ネクタイ・リボンを着用すること。
- エ 気候に応じて本校指定のセーター・サマーニットベストを着用してもよい。

(4) 移行期間について

5月1日より5月31日までは夏服、10月1日より10月31日までは冬服への移行期間とするため、ブレザーを着用しなくてもよい。(ネクタイ・リボンは常に着用する)ただし、ブレザーを着用せずにワイシャツ・ブラウスの上にセーター・サマーニットベストを着て登下校しないこと。

(5) 注意事項

- ア 登下校時は原則として上着を着用すること(夏期を除く)。
- イ 生徒の性犯罪被害が心配されるため、制服のスカート丈に関しては適正な長さを守るなど自己防衛意識を高めること。(適正な長さ：膝の中央から上5cm程度)
- ウ 改造した制服を着用している場合は、学校預かりとする。
- エ セーター類は腰に巻いたりせず、きちんと着用すること。
- オ 式典時の正装について
 - ① 入学式、卒業式、始業式、終業式等の式典時は、次の服装を正装とする。
 - ② 本校指定の上着、グレンチェックのズボンまたはスカート、ネクタイまたはリボン、ワイシャツまたはブラウスを着用する。
 - ③ スカート時のソックスは紺色無地のハイソックスとする。(ワンポイント可)

11 アルバイト

- (1) 生徒は常に学業中心の生活をするのが大切なため、アルバイトは原則として禁止する。
- (2) やむを得ない事情でアルバイトを希望する者は、次の事項についてホームルーム担任及び保護者の同意を得て、所定の用紙により願い出て、校長の許可を得る。(様式第12号・第13号)
 - ア 理由 家計補助、学費補助等家庭の経済的理由によるもの。
 - イ 職種 危険な業務、風俗営業、旅館、喫茶店、娯楽場、カラオケ店等生徒として好ましくないものは除く。
 - ウ 勤務時間 夜間にわたるものは除く。
 - エ 期間 長期休業日は概ね2週間以内とする。ただし、休業日以外に長期間継続的に実施する者については日数の制限はしないが、日常の学業に支障がないものとする。
 - オ 学習成績 成績不振者は除く。
- (3) 校長の許可があった者については「アルバイト許可証」を発行する。
- (4) アルバイトを行う場合は、本校生として恥ずかしくない態度で勤める。
- (5) アルバイト実施後は、学校へ「アルバイト実施報告書」を提出する。

令和3年12月20日一部改正